

違反対象物の公表制度

重大な消防法令違反の建物を
ホームページに公表します。



【違反公表制度】

建物を安心して利用していただくために、重大な消防法令違反のある建物をインターネットにより公表するものです。

【公表制度の対象となる建物】

飲食店・物品販売店、不特定多数の方が利用する建物や病院・社会福祉施設等の一人で避難することが難しい方が利用する建物です。

【公表制度の対象となる違反】

義務付けされた消防用設備等（**屋内消火栓設備**・**スプリンクラー設備**・**自動火災報知設備**）が設置されていない重大な消防法令違反です。

【公表する内容】

- ① 建物の名称 【例：〇〇ビル】
- ② 所在地 【例：〇〇市〇番地】
- ③ 違反の内容 【例：自動火災報知設備の未設置】



【公表の方法】

茨城西南地方広域市町村圏事務組合のホームページに掲載します。

建物関係者の方へ

既存の建物に増築や改築、隣接建物との接続などを行う場合や飲食店、物品販売店、病院、福祉施設などの用途が新たに入居する場合には、消防用設備等が必要となることがありますので、事前に最寄りの消防署にご相談ください。

問い合わせ先

茨城西南広域消防本部

予防課 0280-47-0129 古河消防署 0280-47-0120

下妻消防署 0296-43-1551 坂東消防署 0297-35-2129

